

## 21年度銃器対策推進計画のポイント

平成21年4月22日

銃器対策推進会議

### ■ 1 銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化

- 各種X線検査装置や監視カメラ等の現有資機材の効果的活用を図るとともに、可搬型監視カメラなど、特に有効な資機材の整備・充実を図る。〔財務・海保〕
- 取締関係機関における情報交換、人事交流を緊密に行うとともに、洋上取引等による密輸入を想定した合同訓練を積極的に実施する。〔警察・財務・海保〕

### ■ 2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

- 暴力団に係るけん銃事犯の被疑者の検挙及び違法銃器の押収を図るとともに、背後関係を追及し、銃刀法の加重処罰規定の活用を図る。〔警察〕
- けん銃事犯の厳格な科刑等を実現する。〔法務〕

### ■ 3 水際対策の的確な推進

- 情報分析ソフトの活用により、容疑対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを図る。〔海保〕

### ■ 4 国内に潜在する銃器の摘発等

- インターネットを利用した銃器の不正取引に関する情報収集及び取締りを推進し、不正取引を防止するための広報啓発活動を積極的に行う。〔警察〕
- 「けん銃110番報奨制度」等の広報啓発を積極的に推進し、国内に潜在する銃器情報の収集に努める。〔警察〕
- 武器等製造法等の遵守、改造防止等の観点から、モデルガン等製造、販売等の関連業界団体を通じて製造・販売業者等に対し、製造・販売の対応や消費者への銃器対策の啓発推進を引き続き要請する。〔経産〕

### ■ 5 國際協力の推進

- 国連総会に小型武器決議を提出し、採択を目指す。〔外務〕
- 中国、韓国等との密輸情報交換実務者会合を定期的に開催し、情報交換を含めた税関間の協力を積極的に推進する。〔財務〕

### ■ 6 国民の理解と協力の確保

- 第170回国会で成立した、銃砲規制の厳格化等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の円滑な施行に向けた作業を推進する。〔警察〕
- 猟銃等講習会の開催を通じ、獵銃等所持者、販売事業者等に対して、獵銃等の適正管理や取扱いの基本について指導する。〔警察・経産・環境〕